

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十二年一月一日以降用)

会社名	(電話)			本店の所在地					
代表者氏名				事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比		
課税時期	年 月 日						%		
直前期	自 年 月 日 至 年 月 日								
1. 株主及び評価方式の判定					納税義務者の属する同族関係者グループの持株割合(④の割合)を基として、区分します。				
判定要素(課税時期現在の株式所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	①株式数	②持株割合(①/③)	判 別 区 分			
		納税義務者		株	%	筆頭株主グループの持株割合(⑤の割合)が			
						50%以上の場合	30%以上50%未満の場合		
						30%未満の場合	株主の区分		
						④ 50%以上	30%以上	15%以上	同族株主等
						50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主
					判 定	同族株主等(原則的評価方式等)		同族株主等以外の株主(配当還元方式)	
					判 定	「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、持株割合(②の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。			
2. 少数株式所有者の評価方式の判定									
					判 定	項 目	判 定 内 容		
					判 定	氏 名			
					判 定	Ⓐ 役員	である(原則的評価方式等)・でない(次のⒷへ)		
					判 定	Ⓑ 納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式等)・でない(次のⒸへ)		
					判 定	Ⓒ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式)・いない(原則的評価方式等) (氏名)		
					判 定	原則的評価方式等 ・ 配当還元方式			
納税義務者の属する同族関係者グループの所有株式の合計数			①	④					
筆頭株主グループの所有株式の合計数			②	⑤					
評価会社の発行済株式の総数			③	100					

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名 _____

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十二年一月一日以降用）

3. 会社の規模（Lの割合）の判定										
項目		金額		項目		人数				
判定要素	直前期末の総資産価額 （帳簿価額）	千円		直前期末以前1年間 における従業員数	_____人				[従業員数の内訳]	
	直前期末以前1年間の取引金額	千円			[継続勤務従業員数]	[継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数]			(_____ 時間)	
					100人以上の会社は、大会社（㊸及び㊹は不要）					
㊸ 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分					100人未満の会社は、㊸及び㊹により判定					
判定基準	㊸ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分		
	総資産価額（帳簿価額）		従業員数		取引金額					
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			
	20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社		
	14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90	中会社	
	20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満	20億円未満			
	7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75		
14億円未満	7億円未満	7億円未満	50人以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満				
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60	小会社		
7億円未満	4億円未満	4億円未満	30人以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満				
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社			
・「会社規模とLの割合（中会社）の区分」欄は、㊸欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と㊹欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。										
判定	大会社		中会社		Lの割合		小会社			
					0.90 0.75 0.60					
4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項										

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 _____

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十二年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社	判 定 要 素						判定基準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)		
	(1) 直前期末を基とした判定要素			(2) 直前々期末を基とした判定要素				判定	該 当	非 該 当
	第4表の⑥の金額	第4表の⑦の金額	第4表の⑧の金額	第4表の⑨の金額	第4表の⑩の金額	第4表の⑪の金額				
円 銭	円	円	円 銭	円	円	0				
2. 株式保有特定会社	判 定 要 素									
	総資産価額 (第5表の①の金額)		株式及び出資の価額の合計額 (第5表の④の金額)		株式保有割合 (②/①)		会社の規模の判定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)			
	① 千円		② 千円		③ %		大会社 ・ 中会社 ・ 小会社			
	判定基準	会社の規模		大会社		中会社		小会社		
		③の割合		25%以上	25%未満	50%以上	50%未満	50%以上	50%未満	
判 定		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当			
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素									
	総資産価額 (第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		土地保有割合 (⑤/④)		会社の規模の判定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)			
	④ 千円		⑤ 千円		⑥ %		大会社 ・ 中会社 ・ 小会社			
	判定基準	会社の規模		大会社		中会社		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)		
		⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上
判 定		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	
4. 開業後3年未満の会社等	判 定 要 素		判 定 基 準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない			
	開業年月日	年 月 日	判 定		該 当		非 該 当			
	(2) 比準要素数0の会社等	直前期末を基とした判定要素				判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) でない(非該当)			
第4表の⑥の金額		第4表の⑦の金額	第4表の⑧の金額	判定	該 当		非 該 当			
円 銭		円	円							
判 定		0								
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判 定			
	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当			該 当	非 該 当		
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社		2. 株式保有特定会社		3. 土地保有特定会社		4. 開業後3年未満の会社等			
5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社		該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。						

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十二年一月一日以降用)

1 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の②、③又は④の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑩の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額)					
	①		円	②	円					
	③				④	円				
	⑤				⑥	円				
2 配当還元方式による価額	区分	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額					
	大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)			④					
	中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 ($\frac{\text{Lの割合}}{\text{円} \times 0.}$) + ($\frac{\text{Lの割合}}{\text{円} \times (1-0.)}$)			⑤					
	小会社の株式の価額	②の金額 (③の金額があるときは③の金額) と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ($\frac{\text{①の金額}}{\text{円} \times 0.50}$) + ($\frac{\text{②の金額 (③の金額があるときは③の金額)}}{\text{円} \times 0.50}$) =			⑥					
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥)			修正後の株式の価額					
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥) (⑦) があるときは⑦) ($\frac{\text{円} + \text{円} \times \text{株}}{\text{株}} \div (1 \text{株} + \text{株})$)			修正後の株式の価額					
3 株(1.及び2.権に共通)の価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等	直前期末の資本金額	1株当たりの券面額	直前期末の発行済株式数	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨÷50円)	1株当たりの資本金の額 (⑨÷⑪)				
	⑨	千円	⑩	円	⑪	株	⑫	株	⑬	円
	直配前期末当以前2金年間額の	⑭	年配当金額	⑮	左のうち非経常的な配当金額	⑯	差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮)	年平均配当金額		
	⑰	千円	千円	千円	⑱	千円	⑲	千円	⑳ (⑰+⑱) ÷ 2 千円	
1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額 (⑰)		⑲の株式数	⑳		円 銭		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
配当還元価額	⑳の金額		㉑の金額	㉒	円		㉓の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。			
配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭) - (円 銭)		源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭)		㉔		円 銭		4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
新株引受権 (新株式1株当たりの価額)	⑧ (配当還元方式の場合は㉔) の金額		新株式1株当たりの払込金額 (円)		㉔		円		株式の評価額 (円 銭)	
株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)	⑧ (配当還元方式の場合は㉔) の金額 (課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)				㉔		円		株式に関する権利の評価額 (円 銭)	
新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)	⑧ (配当還元方式の場合は㉔) の金額				㉔		円			

第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書 会社名 _____

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十二年一月一日以降用）

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）								
資 産 の 部				負 債 の 部				
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	
	千円	千円			千円	千円		
合 計	①	②		合 計	③	④		
株式及び出資の価額の合計額	㊶	㊷		/				
土地等の価額の合計額	㊸							
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㊹	㊺						
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算				
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨	千円		
帳簿価額による純資産価額 (②-④) + (㊹-㊺)	⑥	千円		課税時期現在の発行済株式数	⑩	株		
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥)	⑦	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪	円		
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)	⑧	千円		同族株主等の持株割合（第1表の1の④の割合）が50%未満の場合 (⑪×80%)	⑫	円		

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十二年一月一日以降用)

1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉔の記載がある場合のその金額)			
	① 円	② 円	③ 円			
1株当たりの純資産価額方式等による価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等	1株当たりの価額			
	基準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円	④ 円			
	株式保有特定会社の株式	(第8表の㉕の金額)	⑤ 円			
	土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))	⑥ 円			
	開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))	⑦ 円			
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)	⑧ 円			
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤、⑥ ⑦又は⑧ 円- 円 銭	修正後の株式の価額 ⑨ 円			
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤、⑥、⑦又は⑧ (⑨があるときは⑨) (円+ 円× 株) ÷ (1株+ 株)	修正後の株式の価額 ⑩ 円			
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等	直前期末の資本金額 ⑪ 千円	1株当たりの券面額 ⑫ 円	直前期末の発行済株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金の額 (⑪÷⑬) ⑮ 円
	直前期末当以前2金年間額の	事業年度 ⑯ 年 配 当 金 額	⑰ 左のうち非経常的な配当金額	⑱ 差引経常的な年配当金額 (⑯-⑰)	年平均配当金額	⑲ (⑰+⑱) ÷ 2 千円
	直前期	千円	千円	① 千円	⑲ (⑰+⑱) ÷ 2 千円	
	直前々期	千円	千円	① 千円	⑲ (⑰+⑱) ÷ 2 千円	
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑲) 千円 ÷	⑭の株式数 株 =	⑳ 円 銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
配当還元価額	⑳の金額 円 銭	⑮の金額 円	㉑ 円	㉒ 円	㉒の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	
3. 株(式)及び権利に関する共通の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭) - (円 銭)	源泉徴収されるべき所得税相当額 円 銭	㉓ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	新株引受権(新株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額 円- 円	新株式1株当たりの払込金額 円	㉔ 円	株式の評価額	円
	株式の引受けによる権利(新株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉕ 円	株式に関する権利の評価額	(円 銭)
新株無償交付期待権(新株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉖ 円			

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(平成十二年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

受取配当金收受 割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金收受割合 (⑦÷(①+②)) ※小数点以下3位未満切り捨て
	受取配当金額	千円	千円	千円	①
	営業利益の金額	千円	千円	千円	②
B-Cの金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表のB)	受取配当金收受割合 (A)		Bの金額 (C×A)	B-Cの金額 (C-4)
	③ 円 銭			④ 円 銭	⑤ 円 銭
C-Dの金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表のC)	Cの金額 (D×A)		C-Dの金額 (D-7)	
	⑥ 円			⑦ 円	⑧ 円
D-Eの金額	(イ) 1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表のD)	直前期末の株式及び出 資の帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	(イ)の金額 (9×(10÷11))	
	⑨ 円	⑩ 千円	⑪ 千円	⑫ 円	
D-Fの金額	(ロ) 利益積立金額 (第4表のDの「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金額を50円 とした場合の発行済株式数 (第4表のEの株式数)	受取配当金收受割合 (A)	(ロ)の金額 (13÷14)×A	
	⑬ 千円	⑭ 株		⑮ 円	
⑭の金額(⑫+⑮)		D-Fの金額(⑨-⑮)		(注) 1 Aの割合は、1を上限とします。 2 ⑮の金額は、Dの金額(⑨の金額)を上限としま す。	
⑯ 円		⑰ 円			

1株(50円)当たりの 標準価額の 修正計算	類似業種と 業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の標準価額
	課税時期の 属する月	月 ⑰ 円	評 価 社	(5) 円 銭 0	(8) 円	(17) 円	⑱ ※ ⑱×又は×0.7 ⑲ ※ [中会社は0.6 小会社は0.5 とします。]
	課税時期の 属する月の前月	月 ⑱ 円	類 似 業 種	B 円 銭 0	C 円	D 円	
	課税時期の 属する月の前々月	月 ⑲ 円	要 素 別 比 準 割 合	(5) B	(8) C	(17) D	
	前年平均株 価	⑳ 円	比 準 割 合	(5) B	(8) C	(17) D	⑳ 円 銭 0
	A [㉑、㉒、㉓及び㉔の うち最も低いもの]	㉒ 円	比 準 割 合	(5) B	(8) C	(17) D	
類似業種と 業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の標準価額	
課税時期の 属する月	月 ㉓ 円	評 価 社	(5) 円 銭 0	(8) 円	(17) 円	㉕ ※ ㉕×又は×0.7 ㉖ ※ [中会社は0.6 小会社は0.5 とします。]	
課税時期の 属する月の前月	月 ㉖ 円	類 似 業 種	B 円 銭 0	C 円	D 円		
課税時期の 属する月の前々月	月 ㉖ 円	要 素 別 比 準 割 合	(5) B	(8) C	(17) D		
前年平均株 価	㉗ 円	比 準 割 合	(5) B	(8) C	(17) D	㉗ 円 銭 0	
A [㉘、㉙、㉚及び㉛の うち最も低いもの]	㉚ 円	比 準 割 合	(5) B	(8) C	(17) D		

1株当たりの標準価額	標準価額(㉕)と㉖ とのいずれか低い方)	円 0 銭 × 第4表の④の金額 50円	㉕ 円
標準価額の修正	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合	標準価額(㉕) 円 -	1株当たりの 配当金額 円 銭
	直前期末の翌日から課税時 期までの間に新株式発行の 効力が発生した場合	標準価額(㉕) (㉖があるときは㉗) (円 +	新株式1株当 たりの払込金額 円 銭 × 1株当たりの新 株式の割当数 株) ÷ (1株 + 1株当たりの新株式 の割当数又は交付数 株)
			修正標準価額 ㉗ 円
			修正標準価額 ㉘ 円

第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十二年一月一日以降用）

1. S ₁ の金額	相統税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		差 引 (①-②)			
	①	千円	②	千円	③	千円		
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の④+ (⑤-⑥)の金額) (注)		差 引 (④-⑤)			
	④	千円	⑤	千円	⑥	千円		
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧)			
	⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円		
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑨÷⑩)		(注) 第5表の④及び⑥の金額に株式及び出資以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。			
	⑩	株	⑪	円				
	1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑳、㉑又は㉒の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑪の金額)				
	⑫		円	⑬				円
1株当たりのS ₁ の金額の計算	区 分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法				1株当たりのS ₁ の金額		
	以上記 以外 の会社	比準要素数1である会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				⑭	円
		大会社のS ₁ の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)				⑮	円
		中会社のS ₁ の金額	⑫と⑬とのいずれか Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 [円×0.] + [円×(1-0.)]				⑯	円
		小会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.50) + (円×0.50) = 円				⑰	円
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式及び出資の価額 (相統税評価額) (第5表の⑦の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の④+ (⑤-⑥)の金額) (注)		株式及び出資に係る評価差額に相当する金額 (⑬-⑭)			
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円		
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		課税時期現在の発行済株式数		S ₂ の金額 (㉒÷㉓)			
	㉑	千円	㉓	株	㉒	円		
3. 株式保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額 (第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 ((⑭、⑮、⑯又は⑰) + ㉒)		株式保有特定会社の株式の価額 (㉔と㉕とのいずれか低い方の金額)			
	㉔	円	㉕	円	㉖	円		